

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、下記の都市計画の変更に関する案の作成について公聴会を開催するので、静岡県都市計画公聴会規則（昭和44年静岡県規則第55号）第2条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年8月8日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 川勝平太

1 都市計画の種類及び名称

下田都市計画道路 3・6・3号武浜本郷線

3・5・5号下田港横枕線

2 公聴会において意見を聞こうとする原案の概要

3・6・3号武浜本郷線は、伊豆縦貫自動車道下田 IC（仮称）へのアクセス性と大規模災害時に対応する避難経路、緊急輸送路としての機能を確保するため、平成26年度に都市計画決定された伊豆縦貫自動車道下田 IC（仮称）まで終点を延伸するとともに、必要な道路幅員の確保を図り、名称を3・4・3号武浜横枕線に変更する。

3・5・5号下田港横枕線は、安全かつ円滑に移動できる自動車走行空間の確保及び現在の社会情勢や都市の将来像と交通需要に対応した合理的な都市計画道路網の再構築を図るため、終点部の国道136号との交差点に新たに右折車線を設けるとともに、起点を下田公園入口まで短縮する。

3 公聴会の日時、開催場所及び公述申出締切日

日時	平成29年9月4日（月）午後1時30分から
開催場所	下田市役所大会議室 （下田市東本郷1丁目5番18号）
公述申出 締切日	平成29年8月28日（月）午後5時15分必着

4 原案の閲覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課（静岡市葵区追手町9番6号）

下田市役所建設課（下田市東本郷1丁目5番18号）

原案の概要は、静岡県交通基盤部都市局都市計画課のホームページで閲覧可

ホームページアドレス <https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-510a/01-0kouchoukai.html>

5 公述の申出手続

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書（別記様式第1号）に必要事項を記載し、別紙に意見の要旨及びその理由を記載したものを添付して、静岡県交通基盤部都市局都市計画課に郵送又は持参にて提出すること。

(2) 公述申出書を提出した者は、公聴会に出席して、事前に提出した書面の内容に準拠して意見を述べることができる。ただし、同種の意見を有する者が多い場合は、人数及び時間を制限することがある。

※公述申出書の様式は、上記の都市計画課ホームページでダウンロードできる。

6 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日会場に直接来場するものとし、先着順に会場の定員まで受け付ける。

7 公聴会の中止

公述申出期間に公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。公聴会開催の有無については、平成29年8月29日（火）以降に下記8に問い合わせのこと。

8 問い合わせ先

静岡県交通基盤部都市局都市計画課

（〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 電話番号 054-221-3062）

公述申出書

次の都市計画の原案に対し下記のとおり意見を述べたいので申し出ます。

1 都市計画の種類及び名称

下田都市計画道路 3・6・3号武浜本郷線
3・5・5号下田港横枕線

公述申出日 平成 年 月 日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 川 勝 平 太 様

記

公述申出者 住 所
電話番号
(ふりがな)
氏 名

2 代理人による意見陳述の有無

有 無	有の場合、その理由
有・無 ※どちらかを ○で囲む	

代 理 人 住 所
電話番号
(ふりがな)
氏 名

3 文書による意見陳述 (職員代読) の有無

有 無	有の場合、その理由
有・無 ※どちらかを ○で囲む	

4 意見の要旨、理由 別紙のとおり

5 意見を述べるのに要する時間 約 分

注意点「意見の要旨、理由」の記載要領

- (1) 要旨、理由は 800 字以内にまとめてください。
- (2) 楷書で明瞭に記入してください。
- (3) 意見を述べるのに要する時間については、文書による意見の提示の場合も記入してください。